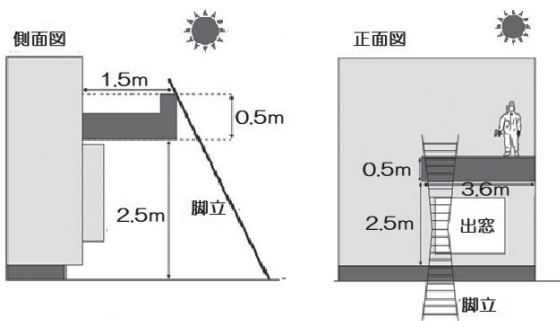


**ベランダの改修工事中、作業員が熱中症により死亡。高温による労働者の健康障害を防止するための必要な措置を講じなかったとして送検。**

**1 事案の概要**

個人住宅のベランダ改修工事現場において、防水加工のための樹脂を塗布する作業を行っていた作業員が熱中症で倒れ、病院へ搬送されてから2日後に死亡した災害が発生しました。高温による労働者の健康障害を防止するための必要な措置を講じなかった疑いがあるとして、建設業を営むA社と、A社代表取締役が労働安全衛生法22条2号、同規則617条違反の疑いで、書類送検されました。



**2 法違反《安衛法22条2号、安衛則617条》成立のポイント**

- ①事業者であること
- ②多量の発汗を伴う作業場において、労働者を作業させる際に
- ③労働者に与えるために塩および飲料水を備えていなかったこと

**3 災害防止対策**

災害の原因としては、多量の発汗を伴う作業場においては、水分に加えて塩分の十分な備えが必要だったにもかかわらず、本件では、塩分を十分摂取していなかったことから労働者が熱中症に罹患したものです。

災害防止対策としては、熱中症の対策を講じて、水分補給や塩分補給のできるものを労働者に渡して、作業中にそれを摂取するよう指示すること、また、普段から、労働者に対して熱中症予防についての教育をすることが必要です。

**4 令和5年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」**

厚生労働省は、令和5年3月3日付けで、5月から9月まで、「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を実施することを発表しています。令和4年の速報値では、死亡を含む休業4日以上死傷者数は805人、うち死亡者数は28人となっていて、業種別にみると、死傷者数については、全体の約4割が建設業と製造業で発生し、また、死亡者数は、建設業、警備業の順に多く、これらの多くの事例で暑さ指数(WBGT)を把握せず、熱中症予防のための労働衛生教育を行っていなかったということです。

厚生労働省は、事業場への熱中症予防に関する周知・啓発を行うとしていますが、周知・啓発に当たっては、[1]暑さ指数(WBGT)の把握とその値に応じた熱中症予防対策の実施、[2]管理者や労働者に対する適切な労働衛生教育の実施、[3]衛生管理者を中心として管理体制を整え、発症時・緊急時の措置の確認と周知等を重点的に呼びかけるとしています。

今年も暑い夏になりそうです。早めに準備して暑い夏を乗り切りましょう。

著者：森井博子

元労働基準監督官  
特定社会保険労務士

主な著書：『森井博子が解説！建設業の労基署対応』（日本法令）『The検証!!労働災害事件ファイル』（共著：労働調査会）『労基署がやってきた!』（宝島社）等

本稿の出典：『労働安全衛生広報』連載の「読解！安全衛生送検実例100選」

\*お断り 図は分かりやすくデフォルメし、言葉もできるだけ分かりやすい言葉にしています。

